



令和6年度

事業計画書

日本赤十字社徳島県支部事務局

赤十字基本原則

(1965年第20回赤十字国際会議決議)

人 道

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。

赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公 平

赤十字・赤新月は、国籍・人種・宗教・社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月は、ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中 立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時にいずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独 立

赤十字・赤新月は独立である。各国の赤十字社、赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるように、その自主性を保たなければならない。

奉 仕

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である。

単 一

いかなる国にもただ一つの赤十字社あるいは赤新月社しかありえない。赤十字社、赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社、赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

目 次

日本赤十字社徳島県支部事務局

| | | |
|-----|---------------------|----|
| I | 運 営 方 針 | 1 |
| II | 重 点 事 項 | 1 |
| 1 | 赤十字思想の普及・啓発 | 1 |
| 2 | 災害救護体制の充実・強化 | 2 |
| 3 | 赤十字各種救急法等の普及活動 | 2 |
| 4 | 赤十字奉仕団活動 | 3 |
| 5 | 青少年赤十字 | 3 |
| 6 | 国 際 活 動 | 4 |
| 7 | 日本赤十字社活動支援費の増強 | 4 |
| III | 事業計画概要 | 5 |
| 1 | 赤十字思想の普及・啓発 | 5 |
| 2 | 災害救護体制の充実・強化 | 5 |
| 3 | 赤十字救急法等の普及活動 | 9 |
| 4 | 赤十字奉仕団活動 | 11 |
| 5 | 青少年赤十字 | 14 |
| 6 | 国 際 活 動 | 15 |
| 7 | 日本赤十字社活動支援費の増強 | 16 |
| IV | 予 算 概 要 | 19 |
| 1 | 一般会計歳入歳出予算総括表 | 19 |
| 2 | 社会福祉施設特別会計歳入歳出予算総括表 | 20 |

参 考

| | |
|----------------|----|
| 日本赤十字社法抜粋 | 21 |
| 世界の赤十字社・赤新月社一覧 | 23 |

I 運 営 方 針

世界では、ウクライナやイスラエル・ガザをはじめとする紛争や、トルコ・シリア等での大規模災害、飢饉などによる人道危機の増加に加え、感染症の流行など一国では解決困難な国際的課題が急増しており、国際赤十字における日本赤十字社の貢献への期待が益々高まっている。

日本国内においても、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模広域災害や気候変動の影響により頻発化・激甚化する豪雨災害等への対策として、災害救護活動や長期にわたる避難生活への支援など、災害対応力の更なる強化が必要となっている。

こうした中、当支部では「災害で失われるいのちを守る」ため、これまで培ってきた災害救護の教訓を活かした支援体制の充実を図るとともに、地域の防災力を高めるための資器材の整備やそれらを活用した訓練・講習等により、「災害に強い地域づくり」に向けた取組みを強化する。

また、地域の赤十字活動の担い手である赤十字奉仕団については、奉仕団活動の活性化と新規団員の募集を推進するとともに、青少年赤十字では、教育現場における活動を推進するため、ニーズを的確に捉えた支援を行うなど、各世代における赤十字活動への参加意識の高揚を図る。

さらに、将来にわたり赤十字の使命である「いのちと健康、尊厳を守る」活動を継続するため、地区・分区や赤十字奉仕団、赤十字有功会等との連携を密にし、赤十字活動支援費の増強に努めるとともに、積極的な情報発信によって県民の赤十字への理解と共感を広げることにより、県民からの信頼に応えられる日本赤十字社を実現する。

II 重 点 事 項

※**新**は新規、**重**は重点的に取り組む事業

1 赤十字思想の普及・啓発

(1) **重**赤十字への理解と共感を広げる積極的な広報の実施

赤十字の使命や活動・事業を分かりやすく伝えるために、新たに地元新聞の協力で赤十字の幅広い事業を紹介する紙面連載を開始する。また、赤十字講習会等での広報、広報誌の配布やホームページ・SNSの活用など、地域に根ざした多様な媒体による効果的な情報発信に努める。

(2) 赤十字運動月間広報の充実

5月の赤十字運動月間に、地区・分区等の協力を得て、懸垂幕やのぼりの掲揚、ポスターの掲示を行うとともに、地域の広報媒体等を活用した情報発信の充実を図る。

(3) ⑧ 青少年赤十字加盟校での「たすけあいの心」の啓発

青少年赤十字の児童・生徒が、災害や紛争等で人道危機に直面している世界の子どもたちの実情や社会の現状を学び、手作り募金箱による募金などを実行することで、人を思いやり助けあう心の醸成と社会貢献活動への参画意識の高揚を図る。

2 災害救護体制の充実・強化

(1) ⑧ 長期の避難生活を見据えた「食」の支援体制の強化

「赤十字災害用移動炊飯器」で調理可能な「専用鉄板」を地区・分区に追加配備し、「煮る・炊く」中心の炊き出しに「焼き」のエッセンスを加え、非常食のメニューの幅を広げることで、長期の避難生活を見据えた地域での「食」の支援体制の強化を図る。

(2) 災害時の要配慮者に対する支援体制の強化

災害時、特に支援が必要な「要配慮者」及び「乳児」を支援するために当支部が独自開発した「段ボールベッド」の地域への追加配備を進めるとともに、段ボールベッドを活用した「体験型防災・減災講習」を通じて、避難生活を健康で安心して過ごすための知識と技術の普及に努める。

(3) ⑨ 災害用救援物資の充実・強化

災害時の被災者救援用として備蓄している赤十字の毛布や緊急セット、タオルケット等に加え、過去の災害の教訓を踏まえ、激甚災害において日々の生活に欠かすことのできない「下着セット」を新たに当支部独自の救援物資として整備する。

(4) 地域の組織と連携した防災活動

地域の防災力向上を図るため、自主防災組織や奉仕団等と連携し、地域へ配備している災害用移動炊飯器や専用鉄板、テント、段ボールベッドなどを活用した訓練等を実施する。

3 赤十字各種救急法等の普及活動

(1) 一次救命処置を中心とした赤十字救急法の普及

心肺蘇生やAED等の一次救命処置を中心とした救急技法の普及を図り、尊い命を救う知識と技術の普及に努める。

特に、プールや海水浴シーズン前には、これまで培ってきた「リモート形式」によるペットボトルを活用した心肺蘇生講習も併用し、重複する講習ニーズに柔

軟に対応する。

(2) 幼児安全法講習を通した子育て支援

青少年赤十字加盟幼稚園等を対象に幼児安全法講習を開催し、園児の保護者や保育士等に子どもの手当等を普及することで、健やかな成長と安全・安心な子育てを支援する。

(3) 地域における健康生活支援講習の推進

高齢者が住み慣れた地域で、健やかな高齢期を過ごせるよう、赤十字の人的資源を活用しながら、家庭での自立に向けた介護の方法や地域での支援活動についての知識・技術の普及を図る。

4 赤十字奉仕団活動

(1) ① 地域に根ざした奉仕団活動の推進と新規団員の募集強化

地域における赤十字活動の実行者である赤十字奉仕団の新たな団員の増強に努めるとともに、新規団員や中堅クラスの団員を対象とした階層別の奉仕団研修を実施し、奉仕団組織の強化と奉仕団活動の充実を図る。

(2) 赤十字奉仕団活動の充実・強化

モデル奉仕団の活動事例を参考に、チャリティバザーの実施等、地域赤十字奉仕団独自の活動を推進するとともに、特殊赤十字奉仕団相互の連携強化と、次代を担う青年赤十字奉仕団の組織強化及び活性化を図る。

5 青少年赤十字

(1) ① 「こども赤十字」の普及

将来に向け、幼児期からの赤十字精神の普及を図るため、幼稚園を対象に青少年赤十字への加盟を推進し、様々な資材等を活用しながら赤十字への理解促進を図る。

(2) 赤十字各種プログラムを活用した青少年赤十字活動の充実

学校現場で活用できる赤十字講習や防災、国際理解等に関する各種プログラムを紹介し、学校や幼稚園の実情に応じて活用いただくとともに、赤十字奉仕団とも連携しながら各種体験学習を実施することで、活動の充実を図る。

6 国際活動

(1) 海外支援活動の充実

世界191の国と地域からなる「赤十字社の国際的なネットワーク」を活かして、紛争や自然災害、疾病等で苦しむ世界の人々の支援に取り組む。

(2) 青少年への国際人道法の普及

「世界の人道危機や国際人道法」に関する学習機会を設けることにより、戦争・紛争等の極限状態でも人間らしく生きるためのルールへの理解を深めることで、未来を担う青少年の人道的価値観と思いやり・やさしさの心の醸成を図る。

7 日本赤十字社活動支援費の増強

(1) 企業等と連携した赤十字活動支援費の募集推進

企業・団体等との連携を強化し、「赤十字活動支援自動販売機」や「チャリティボックス」の重点設置と広報強化に努め、身近なところで協力しやすい環境の整備を進める。

(2) 時代に応じた寄付制度の普及・啓発

遺贈や相続財産の寄付、御香典からの寄付等に関する相談窓口を開設し、制度の普及・啓発に努めるとともに、専門機関との連携のもと各種手続きのサポートを行うなど、受入体制の強化を図る。

(3) 赤十字会員・特別社員募集の推進

赤十字奉仕団や町内会等の協力を得て、「地域に根ざした募集」を推進するとともに、事業所等への活動支援費の募集強化や将来の支援者となる若年層に向けた取組みを行う。

Ⅲ 事業計画概要

1 赤十字思想の普及・啓発

地域や年代を越え、幅広く赤十字活動への理解を深めていただき、多くの方の善意を赤十字活動に繋げるために、地区・分区や赤十字奉仕団等の協力を得て、5月の赤十字運動月間を中心に、年間を通した広報活動に努める。

(1) ①赤十字への理解と共感を広げる積極的な広報の実施

災害救護をはじめとする赤十字の活動と、その活動が多くの方の善意による赤十字活動支援費で支えられていることを啓発するために、新たな取り組みとして、地元新聞での紙面連載を開始する。

また、赤十字講習会など身近な活動を通した広報活動に取り組むとともに、赤十字のぼりや看板、ポスター、リーフレット等、多様な媒体を活用した広報を展開する。

特に、将来を担う若年層をはじめとする幅広い年代に、赤十字活動への理解を深めていただくために、インターネットやSNSを活用した情報発信に努める。

(2) 赤十字運動月間広報の充実

5月の赤十字運動月間に、県庁前ヨットハーバー「ケンチョピア」など、多くの人通りが見込める場所に赤十字フラッグを掲揚する「赤十字フラッグキャンペーン」や、建物を赤十字カラーの赤色に照らす「赤十字レッドライトアッププロジェクト」を行うなど、月間広報の充実に努める。

また、地区・分区等の協力を得て、県内の各ケーブルテレビでのスポットCMの放映や、懸垂幕の掲揚、地元の広報誌への活動記事の掲載等を引き続き推進する。

(3) ①青少年赤十字加盟校での「たすけあいの心」の啓発

青少年赤十字の児童・生徒を対象に、災害や紛争等による人道危機に直面している世界の子どもたちの実情や社会の現状、赤十字の取り組み等を伝え、手作り募金箱による募金活動など、自分たちにできる取り組みを考え、実行することで、人を思いやり助けあう心の醸成と社会貢献活動への参画意識の高揚を図る。

2 災害救護体制の充実・強化

地球温暖化に伴う気候変動により、想定を超える気象災害が各地で頻発する中、近年、増加傾向にある豪雨災害への対応はもとより、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模広域災害への救援・救護体制の更なる強化が急務となっている。

災害発生時には、急性期から慢性期までを見据えた救護活動が迅速・的確に実施できるよう、各種救護訓練や研修等を通して、救護員等の救護技術の更なる向上に取り組む。

また、災害に強い「地域づくり」への支援として、地区・分区に配備している当支部独自開発の「要支援者向け段ボールベッド」や、災害用移動炊飯器で調理可能な「専用鉄板」を追加配備することで、長期の避難生活を見据えた被災者支援体制の更なる強化を図る。

(1) 災害救護

① 救護班の編成

災害救護活動は、日本赤十字社の最も重要な活動の一つであり、赤十字の使命や災害対策基本法における指定公共機関としての責務に鑑み、常時出動可能な医療救護班7個班を編成し、緊急出動に備える。

| 施設名 | 職種 | 医師 (班長) | 臨床研 修医師 | 看護 師長 | 看護師 | 薬剤師 | 福祉 専門職 | 主事 (自動車操作 員を兼ねる) | 計 |
|--------------------------------|----|------------|------------|----------|-----|-----|-----------|------------------------|-----|
| 徳島赤十字病院 (5個班) | | 5名 | 10名 | 5名 | 20名 | 5名 | - | 5名 | 50名 |
| 徳島赤十字ひのみね 医療療育センター (1個班) | | 1名 | - | 1名 | 4名 | 1名 | - | 1名 | 8名 |
| 徳島県赤十字血液センター (1個班) | | 1名 | - | 1名 | 4名 | - | - | 2名 | 8名 |
| 徳島赤十字ひのみね医療 療育センター附属乳児院 | | - | - | - | 1名 | - | 1名 | - | 2名 |
| 計 (7個班) | | 7名 | 10名 | 7名 | 29名 | 6名 | 1名 | 8名 | 68名 |

(注) 1個班の編成基準

医師 1名 看護師長 1名 看護師 4名
薬剤師 1名 主事(自動車操作員を兼ねる) 1名 計 8名

※徳島赤十字病院は、1個班あたり2名～3名の臨床研修医師を加えて編成

※徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院の救護員は、乳幼児支援ニーズに対応するため、被災地の状況に応じてそれぞれの救護班に加わる。

② 日赤徳島DMAT (災害派遣医療チーム)

災害急性期に活動するための専門的な訓練を受けたDMAT隊員の養成を行い、常時3チームが即時に出動できる体制を維持する。

| 施設名 | 職種 | 医師 | 看護師 | 業務調整員 |
|-------------|----|----|-----|-------|
| 日本赤十字社徳島県支部 | | - | - | 1名 |
| 徳島赤十字病院 | | 5名 | 10名 | 14名 |

(注) 1チームの編成基準(基本)

医師 1名 看護師 2名 業務調整員 1名 計 4名

③ 日赤災害医療コーディネーター及びスタッフの養成

被災地の保健医療福祉調整本部等で、保健医療等に関するコーディネート業務を担う「日赤災害医療コーディネートチーム」のコーディネーター（医師）及びスタッフ（事務職員等）を養成し、増強を図る。

| 名称 | 職種 | 医師 | 看護師 | 事務職員等 | 計 |
|-----------------|----|----|-----|-------|----|
| 災害医療コーディネーター | | 2名 | - | - | 2名 |
| 災害医療コーディネートスタッフ | | - | 2名 | 5名 | 7名 |

(注) 1チームの編成基準（基本）

医師 1人 看護師・事務職員等 3人 計4人

④ こころのケア指導者の養成

赤十字の救護活動の重要な柱の一つとして位置づけられている「こころのケア」を災害時に主導的に実施するとともに、平時には救護員やボランティア等への指導を行うこころのケア指導者を引き続き養成する。

| 施設名 | 職種 | 看護師 | 臨床心理士 | 計 |
|-------------------|----|-----|-------|-----|
| 徳島赤十字病院 | | 10名 | - | 10名 |
| 徳島赤十字ひのみね医療療育センター | | 4名 | 1名 | 5名 |

⑤ 災害救護訓練への参加

医療救護班等の技能向上を図るとともに、防災関係機関との連携を強化するため、各種訓練に積極的に参加する。

ア 主な参加予定訓練

日本赤十字社中国・四国各県支部合同災害救護訓練

徳島県総合防災訓練

徳島県防災図上訓練

徳島県国民保護共同訓練

徳島空港航空機事故総合訓練

⑥ 救護班要員等に対する研修

救護活動に必要な知識・技術を習得するため、救護班要員を対象とした各種研修会を実施するとともに、本社等が実施する各種研修やDMA T隊員を対象とした技能維持研修・訓練等にも参加し、災害対応力強化に努める。

ア 主な参加予定研修

日本赤十字社徳島県支部救護班要員研修

こころのケア指導者養成研修会
日赤災害医療コーディネート研修会
災害対策本部要員研修会等

(2) 災害救護資材の配備と訓練

① ㊦長期の避難生活を見据えた「食」の支援体制の強化

各地域に配備している「赤十字災害用移動炊飯器」で調理可能な「専用鉄板」を地区・分区に追加配備し、「煮る・炊く」中心の炊き出しに「焼き」のエッセンスを加えた非常食メニューの幅を広げることで、長期の避難生活を見据えた地域での「食」の支援体制の更なる強化を図る。

② 災害時の要配慮者に対する支援体制の強化

災害時、特に支援が必要な「要配慮者」及び「乳児」を支援するために令和3～4年度に全地区・分区に配備した当支部独自開発の「段ボールベッド」の追加配備を進める。

また、段ボールベッドを活用した地域での「体験型防災・減災講習」を通じて、避難生活を健康で安心して過ごすための知識と技術の普及に努める。

③ ㊦災害用救援物資の充実・強化

当支部では、災害時の被災者救援用として、真空パック加工した毛布や緊急セット、安眠セット、タオルケット等を備蓄している。過去の災害の教訓を踏まえ、激甚災害において日々の生活に欠かすことのできない「下着セット」を新たに当支部独自の救援物資として整備し、被災者支援体制の強化を図る。

④ 地域の組織と連携した防災活動

地域の防災力向上と赤十字活動への理解促進を図るため、自主防災組織や地域赤十字奉仕団等と連携し、赤十字講習や地域へ配備している災害用移動炊飯器、災害時活動用テント、段ボールベッドなどを活用した訓練等を積極的に実施する。

(3) 臨時救護

多数の人々が集う公共的なイベント等に、看護師や助産師等で組織する赤十字看護奉仕団員を派遣し、参加者の安心・安全を確保するための臨時救護を行う。

(4) 赤十字小規模災害見舞金等の交付

県内で発生した自然災害や火災等により死亡、行方不明、住居が全焼（壊）、半焼（壊）、流失・床上浸水の被害を受けた方に対して、次の基準により見舞金品をおくる。

① 交付基準

| 被害別 | 区分 | 見舞金 (弔慰金) | 毛 布 | 緊急セット (家族数) |
|-------------------|----|--------------|----------|--|
| 死 亡 行方不明 | | 30,000円 | | |
| 全 焼 全 壊 流 失 | | 20,000円 | 1 人に 1 枚 | 1 世帯に 1 個 (3 人まで) 1 世帯に 2 個 (4 人以上) |
| 半焼・半壊 | | 10,000円 | | 1 世帯に 1 個 |
| 床上浸水 | | | | |

(注) 小規模災害に対する赤十字見舞金品交付要領に基づく。(災害救助法が適用される場合及び自己放火の火災については除く。)

3 赤十字救急法等の普及活動

「いのちと健康」を守る赤十字の基本理念である「人道」を、具体的な知識や技術として普及し、県民が健康で安全な日常生活を送るとともに、いざ不測の事態が起こった際には、迅速に手当を実践することで、尊い「いのち」が救われるよう、ICTも活用しながら工夫を凝らした赤十字講習を県内各地で積極的に開催する。

(1) 救 急 法

① 一次救命処置を中心とした赤十字救急法の普及

心肺蘇生やAED等の一次救命処置を中心とした救急技法の普及を図り、一人でも多くの尊い命を救う知識と技術の普及に努める。

特に、プールや海水浴シーズン前には、新型コロナウイルス感染症流行期に培ってきた「リモート形式」によるペットボトルを活用した心肺蘇生講習も併用し、重複する講習ニーズに柔軟に対応する。

② 講習計画

| 講 習 名 | 回数 | 対 象 者 |
|----------------|-----|------------------------|
| 救急法基礎講習 (4時間) | 10 | 一般・地域・職域・ボランティア・青少年赤十字 |
| 救急員養成講習 (12時間) | 9 | 赤十字救急法基礎講習修了者 |
| 短期講習 (1～3時間) | 150 | 一般・地域・職域・ボランティア・青少年赤十字 |
| 指導員養成講習 (30時間) | 1 | 救急員 (一般・職域・ボランティア) |

(2) 水上安全法

水と親しみ、水の事故から尊いいのちを守るために、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、プールや海などでの監視技術、溺れた人の救助方法、応急手当に必要な知識と技術を広く県民に普及する。

① 講習計画

| 講習名 | 回数 | 対象者 |
|----------------|----|------------------------|
| 救助員養成講習 (12時間) | 1 | 一般・職域・ボランティア |
| 短期講習 (1～3時間) | 10 | 一般・地域・職域・ボランティア・青少年赤十字 |

(3) 健康生活支援講習

赤十字健康生活支援講習等を通じて、誰もが迎える高齢期を住み慣れた環境で、健やかに過ごすための必要な知識をはじめ、地域での高齢者支援の方法や高齢者の自立に向けた介護の方法など、高齢者のサポートに役立つ知識と技術を普及する。

① 地域における健康生活支援講習の推進

高齢者が住み慣れた地域で、健やかな高齢期を過ごせるよう、赤十字の人的資源を活用しながら、家庭での自立に向けた介護の方法や地域での高齢者支援に役立つ知識・技術の普及を図る。

② 講習計画

| 講習名 | 回数 | 対象者 |
|----------------|----|--------------|
| 支援員養成講習 (12時間) | 2 | 一般・職域・ボランティア |
| 短期講習 (1～3時間) | 30 | 一般・職域・ボランティア |

(4) 幼児安全法

未来を担う子どもの「いのちと健康」を守り、健やかな成長を支援するために、赤十字が独自に取り組んでいる幼児安全法講習を、青少年赤十字加盟幼稚園等を中心に積極的に開催し、乳幼児を持つ保護者や祖父母、保育士等に、子どもに起こりやすい事故や病気の予防、救命手当等の普及を図る。

① 講習計画

| 講習名 | 回数 | 対象者 |
|----------------|----|--------------|
| 支援員養成講習 (12時間) | 2 | 一般・職域・ボランティア |
| 短期講習 (1～3時間) | 30 | 一般・職域・ボランティア |

4 赤十字奉仕団活動

赤十字活動の原動力である赤十字奉仕団は、人々や地域社会に貢献することを目的として、社会を住みよくするための様々な奉仕活動を通じて、赤十字の目指す「人道」を実現するために活動を展開している。

様々な課題が山積する社会状況においても、地域や社会のニーズに柔軟に対応した奉仕団活動を推進し、「活動の見える化」を図るとともに、若い世代への活動参画を促進し、階層別に奉仕団研修を実施することにより、奉仕団組織の充実・強化に取り組む。

(1) 地域赤十字奉仕団

県内各地で地域に根ざした奉仕活動を行い、心豊かな地域づくりや地域福祉に貢献するとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた地域防災活動を展開する。

また、地域での見守り活動など、地域のニーズに応じた奉仕団活動の推進と、広報活動等の充実により「活動の見える化」と団員募集活動の強化を図り、団員の増強に努める。

① 主な奉仕活動

- ア 会員の増強に関する活動
- イ 災害救護に関する活動
- ウ 青少年赤十字の普及・育成に関する活動
- エ 献血推進及び血液センター業務の支援に関する活動
- オ 赤十字各種講習の普及に関する活動
- カ 赤十字病院や社会福祉施設における奉仕活動
- キ 高齢者や障がい者の支援活動

② 会 議

| 会 議 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|----------------|--------|----|-------|
| 赤十字奉仕団中央委員会 | 令和6年5月 | 2日 | 東 京 都 |
| 赤十字奉仕団徳島県支部委員会 | 令和7年2月 | 1日 | 徳 島 市 |
| 赤十字奉仕団市町村委員長会議 | 令和7年2月 | 1日 | 徳 島 市 |

③ 研 修 会

| 研 修 会 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|------------------|---------|----|-------|
| 赤十字奉仕団基礎研修会 | 令和6年9月 | 1日 | 未 定 |
| 赤十字奉仕団中堅研修会 | 令和6年10月 | 1日 | 未 定 |
| 中四国ブロック赤十字奉仕団研修会 | 令和6年10月 | 2日 | 徳 島 市 |
| 赤十字奉仕団委員長研修 | 令和7年2月 | 1日 | 徳 島 市 |

- ④ 赤十字奉仕団育成促進費の交付
地域赤十字奉仕団育成のために促進費を交付し、奉仕団活動の活性化を図る。

⑤ モデル奉仕団の指定

- ア 2年目指定（継続）徳島市地区赤十字奉仕団加茂分団
小松島市地区赤十字奉仕団新開分団
吉野川市地区赤十字奉仕団鴨島（知恵島）分団
吉野川市地区赤十字奉仕団山川（川田中部）分団
南部地区美波町赤十字奉仕団

- イ 1年目指定（新規）5団

⑥ ⑧地域に根ざした奉仕団活動の推進と新規団員の募集強化

地域における赤十字活動の実行者である赤十字奉仕団の新たな団員の増強に努めるとともに、新規団員や中堅クラスの団員を対象とした階層別の奉仕団研修を実施し、奉仕団組織の強化と地域に根ざした奉仕団活動の充実を図る。

⑦ 赤十字奉仕団活動の充実・強化

モデル奉仕団の活動事例を参考に、チャリティバザーの実施や美化活動等、地域赤十字奉仕団独自の活動を推進するとともに、特殊赤十字奉仕団相互の連携強化と、次代を担う青年赤十字奉仕団の組織強化及び活性化を図る。

(2) 青年赤十字奉仕団

若さを活かした奉仕活動を行う青年・学生赤十字奉仕団は、主に社会人からなる青年赤十字奉仕団と、県内の各大学の学生からなる学生赤十字奉仕団で組織されている。

赤十字を支える若い力として、献血推進や防災活動等に積極的に取り組むとともに、同世代の若者に赤十字活動への参加・協力を広く呼びかけ、将来の赤十字活動を支える若年層の活動への協力と支援意識の高揚を図る。

① 主な奉仕活動

- ア 赤十字思想の普及
イ 災害時における救援・救護活動
ウ 青少年赤十字の活動支援
エ 献血推進活動
オ 募金活動

② 会 議

| 会 議 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|---------------------|--------|----|-----|
| 徳島県青年赤十字奉仕団総会 | 令和6年4月 | 1日 | 徳島市 |
| 第5ブロック青年赤十字奉仕団連絡協議会 | 令和6年6月 | 2日 | 徳島市 |
| 徳島県学生赤十字奉仕団総会 | 令和7年3月 | 1日 | 徳島市 |

③ 研 修 会

| 研 修 会 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|-------------------|--------|----|-----|
| 徳島県青年・学生赤十字奉仕団研修会 | 令和6年5月 | 1日 | 徳島市 |
| 第5ブロック青年赤十字奉仕団研修会 | 令和6年8月 | 3日 | 愛媛県 |

(3) 特殊赤十字奉仕団

様々な専門知識や資格をもった特殊赤十字奉仕団が、それぞれの技術や能力を活かした特色のある活動を展開するとともに、災害発生時には有機的に連携し、赤十字の災害救護活動が円滑に遂行できるよう、研修や活動を通じて団員の資質及び意識の向上を図る。

① 主な活動内容

ア 赤十字救急法奉仕団・赤十字水上安全法奉仕団

救急法指導員・水上安全法指導員の有資格者で組織されており、地域や学域、職域等において、救急法や水上安全法の知識・技術の普及に努める。

イ 赤十字救護救援奉仕団

県内各地域において、日常における安全管理等の防災講習を通して、防災思想の普及に努めるとともに、災害発生時には、行政や自主防災組織・各種ボランティア団体等と連携し、迅速かつ的確な救護活動を展開する。

ウ 赤十字アマチュア無線奉仕団

支部事務局の無線室を拠点として、災害発生時の迅速な情報収集・伝達を行うとともに、県内各地域における団員の増強を図り、アマチュア無線の団員ネットワークを強化する。

エ 青少年赤十字賛助奉仕団

長年にわたる青少年赤十字の指導経験を活かし、赤十字人道紙芝居を活用した赤十字精神の普及活動や青少年赤十字未加盟校への加盟促進等、青少年赤十字活動のサポートを行う。

オ 赤十字看護奉仕団

保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者によって組織し、公共的イ

ベント等に救護要員として積極的に参加し、来場者の安全を守る。

カ 赤十字船舶奉仕団

船舶免許所有者で組織し、道路が寸断された災害時に海上・河川からの救援・救護活動を行う。

キ 赤十字バイク奉仕団

道路交通網に被害が及び、四輪車での救護活動が困難な災害時に、小回りが利き機動力のあるバイクを活用した救援・救護活動を行う。

② 会 議

| 会 議 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|--------------------------|---------|----|-----|
| 各赤十字特殊奉仕団総会 | 随時開催 | 1日 | 徳島市 |
| 徳島県青少年赤十字賛助奉仕団総会 | 令和6年5月 | 1日 | 徳島市 |
| 全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会 | 令和6年7月 | 2日 | 東京都 |
| 第5ブロック青少年赤十字賛助奉仕団協議会・研修会 | 令和6年10月 | 2日 | 鳥取県 |

③ 研 修 会

| 研 修 会 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|-----------------------|--------|-----|-----|
| 各赤十字特殊奉仕団研修会 | 時期未定 | 各1日 | 徳島市 |
| 赤十字防災ボランティア・リーダー養成研修会 | 令和6年8月 | 3日 | 東京都 |

5 青少年赤十字

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切にし、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的としている。

やさしさと思いやりの心を育み、「人のいのちと尊厳」を大切にする人道的価値観を身に付けるために有効な青少年赤十字を、人格形成に大切な幼児期から取り入れていただけるよう、幼稚園や認定こども園へ青少年赤十字加盟を推進し、「こども赤十字」の普及に取り組む。

また、青少年赤十字リーダーを養成する「リーダーシップ・トレーニング・センター」の開催をはじめ、赤十字や青少年赤十字の各種教材や人材を活用した活動等を通して、青少年赤十字活動の充実と活性化を図る。

(1) ①「こども赤十字」の普及

人格形成に大切な幼少期から赤十字の人道精神にふれることで、いのちと健康を大切にする気持ちを育み、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材の育成を

図るため、幼稚園や認定こども園を対象に様々な資材等を活用しながら青少年赤十字への加盟を促進し、「こども赤十字」の普及・理解促進に努める。

(2) 赤十字各種プログラムを活用した青少年赤十字活動の充実

学校教育の一環として取り入れていただくことを目的とした「健康・安全」、「防災」、「国際理解」等に関する様々なプログラムを青少年赤十字加盟校へ提供し、各園・各校の実情に合わせて活用いただくとともに、赤十字奉仕団と連携した活動を推進することで、青少年赤十字活動の充実を図る。

(3) 会議・研修会

| 会議・研修会名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|-----------------------------------|---------|----|-------|
| 青少年赤十字県指導者協議会総会等会議 | 随 時 開 催 | 未定 | 徳 島 市 |
| 青少年赤十字高校生協議会総会・学習会 | 随 時 開 催 | 未定 | 徳 島 市 |
| 青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会 | 令和6年6月 | 1日 | 東 京 都 |
| 第5ブロック青少年赤十字指導者協議会長並びに青少年赤十字担当者会議 | 令和6年11月 | 2日 | 鳥 取 県 |

(4) 指導者の養成

| 行 事 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|--------------|---------|----|-------|
| 青少年赤十字指導者研修会 | 令和6年10月 | 1日 | 徳 島 市 |

(5) メンバーのリーダー養成

| 行 事 名 | 開催時期 | 会期 | 場 所 |
|------------------------------|----------|----|---------|
| 徳島県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター | 令和6年7・8月 | 6日 | 徳島市・板野郡 |
| 青少年赤十字スタディー・センター | 令和7年3月 | 5日 | 山 梨 県 |

6 国際活動

依然として続く戦争や紛争、貧困、度重なる災害、感染症や病気などで苦しんでいる世界の人々を救うために、191の国と地域に広がる赤十字の国際的なネットワークを活かし、国境や民族、宗教を越えた人道的活動を推進する。

また、未来を担う青少年が、世界各地で発生している人道危機や国際人道法に関する学習を通して、人道的価値観と思いやり・やさしさの心の醸成を図る。

(1) 海外支援活動の充実

① 海外たすけあい（第42回）寄付金募集（NHKとの共催事業）

世界各地の紛争や災害、飢餓、病気などで苦しんでいる人々を支援するために、日本放送協会（NHK）と共催で寄付金の募集を行う。

- ② 支部参加国際活動（アジア大洋州「給水・衛生災害対応キット」支援事業）
洪水やサイクロン災害により給水・衛生活動のニーズが高いアジア・大洋州地域を対象に、「給水・衛生災害対応キット」を配備する支援事業を中国・四国各県支部合同で実施し、災害発生時に迅速に給水・衛生活動が展開できるよう支援を行う。

(2) 青少年への国際人道法の普及

未来を担う青少年を対象に「世界の人道危機や国際人道法」に関する学習会を実施することにより、戦争・紛争等の極限状態でも人間らしく生きるためのルールへの理解を深め、人道的価値観と思いやり・やさしさの心を育む。

7 日本赤十字社活動支援費の増強

日本赤十字社が幅広い人道活動を展開できるのは、赤十字の目的に賛同いただき、日本赤十字社活動支援費のご協力をいただく皆様、募集活動を推進いただく地区・分区、赤十字奉仕団、赤十字有功会、町内会や自治会、赤十字協賛委員、ボランティア等、多くの皆様の支えによるものである。

厳しい経済情勢が続く中で、赤十字活動支援費の募集を取り巻く環境も厳しい状況が続いているが、このような中においても、赤十字の使命「いのちと健康、尊厳を守る」を果たすため、活動の根幹である赤十字活動支援費の増強に努める。

特に、赤十字への新たな寄付の形として、近年増加傾向にある遺贈や相続財産寄付については、関係機関との連携により制度の普及啓発を進めるなど、多様なライフスタイルに合わせた活動支援費の増強に取り組む。

(1) 社資目標額

| 項 目 | | 令和 6 年度目標額 | 令和 5 年度目標額 | 増 減 |
|---------|-----------|------------|------------|------|
| 一 般 社 資 | | 139,000 千円 | 139,000 千円 | 0 千円 |
| 内 訳 | 社 費 | 129,000 | 129,000 | 0 |
| | 寄 付 金 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| | 指 定 寄 付 金 | 0 | 0 | 0 |
| 法 人 社 資 | | 18,000 | 18,000 | 0 |
| 内 訳 | 指 定 寄 付 金 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| | そ の 他 社 費 | 16,000 | 16,000 | 0 |
| 合 計 | | 157,000 | 157,000 | 0 |

(2) 地区別社費目標額

| 地区別 | 区分 | 令和 6 年度目標額 | 令和 5 年度目標額 | 増 減 |
|-------------|----|------------|------------|--------|
| 徳 島 市 地 区 | | 45,540 千円 | 45,393 千円 | 147 千円 |
| 鳴 門 市 地 区 | | 9,357 | 9,361 | ▲ 4 |
| 小 松 島 市 地 区 | | 6,184 | 6,209 | ▲ 25 |
| 阿 南 市 地 区 | | 11,767 | 11,784 | ▲ 17 |
| 吉 野 川 市 地 区 | | 6,495 | 6,529 | ▲ 34 |
| 阿 波 市 地 区 | | 5,739 | 5,761 | ▲ 22 |
| 美 馬 市 地 区 | | 4,681 | 4,703 | ▲ 22 |
| 三 好 市 地 区 | | 3,925 | 3,997 | ▲ 72 |
| 東 部 地 区 | | 23,458 | 23,303 | 155 |
| 南 部 地 区 | | 4,347 | 4,407 | ▲ 60 |
| 西 部 地 区 | | 3,507 | 3,553 | ▲ 46 |
| 計 | | 125,000 | 125,000 | 0 |

※ 地区別目標額は、県統計データ課の推計人口及び世帯数（令和 5 年 9 月 1 日）を人口・世帯で按分。（生活保護者（世帯）を除く。）

(3) 企業等と連携した赤十字活動支援費の募集推進

企業等の社会貢献活動と連携して、販売手数料の一部が赤十字活動支援費として寄付される「赤十字活動支援自動販売機」や、人が立ち寄る場所への「赤十字チャリティボックス（募金箱）」の重点設置と広報強化に努め、日常生活で身近に赤十字を支援・協力しやすい募集活動を推進する。

(4) 時代に応じた寄付制度の普及・啓発

超少子高齢社会を迎え、人口構造や家族形態が大きく変化する中で、個々のライフプランに応じた多様な赤十字支援が行えるよう、遺贈や相続財産の寄付、御香典からの寄付等に関する相談窓口を新たに開設し、専門機関との連携のもと、各種手続きのサポート等を行うとともに、制度の普及・啓発に努める。

(5) 赤十字会員・特別社員募集の推進

引き続き、赤十字奉仕団や町内会、地区・分区等の協力を得ながら、地域に根ざした赤十字活動支援費の募集を推進し、新規赤十字会員・特別社員の募集に取り組む。

(6) 地区分区交付金

社資募集に要する事務的経費として「地区分区事務費交付金」を、また分区での赤十字事業奨励のために「分区事業費交付金」を次のとおり交付する。

| 区 | 分 | 交 付 率 |
|--------------------|-----|---|
| 地区分区事務費 交 付 金 | 地 区 | 社資募集実績額の3% |
| | 分 区 | 地区分区等における社資募集実績額、日本赤十字社本社扱いの口座自動引落としによる本社口座への振込額、日本赤十字社徳島県支部扱いの個人特別社員（リーフレット、インターネット、及び個人ダイレクトメール）による支部口座への振込総額の7% |
| 分 区 事 業 費 交 付 金 | | 地区分区等における社資募集実績額、日本赤十字社本社扱いの口座自動引落としによる本社口座への振込額、日本赤十字社徳島県支部扱いの個人特別社員（リーフレット、インターネット、及び個人ダイレクトメール）による支部口座への振込総額の2%、さらに社資目標額を超過した場合は超過額の50%を加える。 ただし、合計で社資募集実績額の10%以内とする。 |

IV 予 算 概 要

1 一般会計歳入歳出予算総括表

(1) 歳 入

| 科 目 | 令和6年度 予 算 額 | 令和5年度 予 算 額 | 増 減 | 伸 び 率 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|----------------|
| (1) 社 資 収 入 | 157,000 ^{千円} | 157,000 ^{千円} | 0 ^{千円} | - [%] |
| (2) 補助金及び交付金収入 | 12,311 | 15,695 | △ 3,384 | △ 21.6 |
| (3) 雑 収 入 | 1,237 | 980 | 257 | 26.2 |
| (4) 前年度繰越金 | 49,261 | 45,140 | 4,121 | 9.1 |
| 歳 入 合 計 | 219,809 | 218,815 | 994 | 0.5 |

(小数第2位四捨五入)

(2) 歳 出

| 科 目 | 令和6年度 予 算 額 | 令和5年度 予 算 額 | 増 減 | 伸 び 率 |
|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------|
| (1) 災 害 救 護 事 業 費 | 27,043 ^{千円} | 25,294 ^{千円} | 1,749 ^{千円} | 6.9 [%] |
| (2) 社 会 活 動 費 | 36,768 | 37,293 | △ 525 | △ 1.4 |
| (3) 国 際 活 動 費 | 1,203 | 1,116 | 87 | 7.8 |
| (4) 地区分区交付金支出 | 15,800 | 15,800 | 0 | - |
| (5) 社 業 振 興 費 | 37,775 | 38,619 | △ 844 | △ 2.2 |
| (6) 基盤整備交付金・補助金支出 | 1,050 | 1,050 | 0 | - |
| (7) 積 立 金 支 出 | 32,500 | 32,275 | 225 | 0.7 |
| (8) 総 務 管 理 費 | 34,026 | 35,542 | △ 1,516 | △ 4.3 |
| (9) 資産取得及び資産管理費 | 8,394 | 6,576 | 1,818 | 27.6 |
| (10) 本社送納金支出 | 23,250 | 23,250 | 0 | - |
| (11) 予 備 費 | 2,000 | 2,000 | 0 | - |
| 歳 出 合 計 | 219,809 | 218,815 | 994 | 0.5 |

(小数第2位四捨五入)

2 社会福祉施設特別会計歳入歳出予算総括表

(1) 収入支出の合計

| 科 目 | 令和6年度 予 算 額 | 令和5年度 予 算 額 | 増 減 | 伸 び 率 |
|---------|----------------|----------------|---------|--------|
| 収 入 合 計 | 千円 0 | 千円 0 | 千円 0 | % - |
| 支 出 合 計 | 0 | 0 | 0 | - |

収入支出差引額 0千円

(2) 当期末支払資金残高

| 科 目 | 令和6年度 予 算 額 | 令和5年度 予 算 額 | 増 減 | 伸 び 率 |
|--------------|----------------|----------------|---------|--------|
| 事業活動資金収支差額 | 千円 0 | 千円 0 | 千円 0 | % - |
| 施設整備等資金収支差額 | 0 | 0 | 0 | - |
| その他の活動資金収支差額 | 0 | 0 | 0 | - |
| 予 備 費 支 出 | 0 | 0 | 0 | - |
| 当期資金収支差額合計 | 0 | 0 | 0 | - |
| 前期末支払資金残高 | 0 | 0 | 0 | - |
| 当期末支払資金残高 | 0 | 0 | 0 | - |

参 考

日本赤十字社法抜粋

日本赤十字社法

第1章 総 則

(目 的)

第1条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

(法人格及び組織)

第4条 日本赤十字社は、法人とする。

2 日本赤十字社は、社員をもって組織する。

(標 章)

第5条 日本赤十字社は、その標章として、白地赤十字を使用する。

(定 款)

第7条 日本赤十字社は、定款をもって、左に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 目 的
- (2) 名 称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 社員に関する事項
- (5) 役員、理事会、代議員及び代議員会に関する事項
- (6) 業務及びその執行に関する事項
- (7) 資産及び会計に関する事項
- (8) 公告の方法

2 定款は、厚生労働大臣の認可を受けて変更することができる。

第2章 社 員

(社員の平等取扱)

第11条 何人も、社員となるにつき、及び社員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。

(社員の加入)

第12条 日本赤十字社は、社員として加入しようとする者があるときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(社員の脱退)

第13条 社員は、何時でも、脱退することができる。

(社 費)

第15条 社員は、定款の定めるところにより、社費を納めるものとする。

第4章 業 務

(業 務)

第27条 日本赤十字社は、第1条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 赤十字に関する諸条約に基く業務に従事すること。
- (2) 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる業務のほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、第33条第1項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

(国の救護に関する業務の委託)

第33条 国は、赤十字に関する諸条約に基く国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

世界の赤十字社・赤新月社一覧

(令和6年1月1日現在)

| 国際承認順 | 国名 | 国際承認年 | マーク | 国際承認順 | 国名 | 国際承認年 | マーク | 国際承認順 | 国名 | 国際承認年 | マーク | 国際承認順 | 国名 | 国際承認年 | マーク |
|-------|---------|-------|-----|-------|-------------|-------|-----|-------|------------|-------|-----|-------|---------------------|-------|-----|
| 1 | ベルギー | 1864 | + | 50 | カナダ | 1927 | + | 99 | ペナン | 1963 | + | 147 | セントビンセント及びグレナディーン諸島 | 1989 | + |
| 2 | イタリア | 1864 | + | 51 | ドミニカ共和国 | 1927 | + | 100 | マダガスカル | 1963 | + | 148 | ソロモン諸島 | 1991 | + |
| 3 | スウェーデン | 1865 | + | 52 | オーストラリア | 1927 | + | 101 | ネパール | 1964 | + | 149 | セイシェル | 1992 | + |
| 4 | ノルウェー | 1865 | + | 53 | インド | 1929 | + | 102 | ジャマイカ | 1964 | + | 150 | セントクリストファー・ネイビス | 1992 | + |
| 5 | スイス | 1866 | + | 54 | ニュージーランド | 1932 | + | 103 | ウガンダ | 1965 | + | 151 | アンティグア・バーブーダ | 1992 | + |
| 6 | オーストリア | 1867 | + | 55 | イラク | 1934 | ☾ | 104 | ニジェール | 1965 | + | 152 | ナミビア | 1993 | + |
| 7 | トルコ | 1868 | ☾ | 56 | ハイチ | 1935 | + | 105 | ケニア | 1966 | + | 153 | スロバキア | 1993 | + |
| 8 | オランダ | 1868 | + | 57 | エチオピア | 1935 | + | 106 | ザンビア | 1966 | + | 154 | チェコ | 1993 | + |
| 9 | 英国 | 1870 | + | 58 | ホンジュラス | 1938 | + | 107 | マリ | 1967 | + | 155 | スロベニア | 1993 | + |
| 10 | デンマーク | 1876 | + | 59 | ミャンマー | 1939 | + | 108 | クウェート | 1968 | ☾ | 156 | クロアチア | 1993 | + |
| 11 | ルーマニア | 1876 | + | 60 | アイルランド | 1939 | + | 109 | ガイアナ | 1968 | + | 157 | ウクライナ | 1993 | + |
| 12 | ギリシャ | 1877 | + | 61 | リヒテンシュタイン | 1945 | + | 110 | ソマリア | 1969 | ☾ | 158 | バヌアツ | 1993 | + |
| 13 | ペルー | 1880 | + | 62 | シリア | 1946 | ☾ | 111 | ボツワナ | 1970 | + | 159 | マルタ | 1993 | + |
| 14 | アルゼンチン | 1882 | + | 63 | レバノン | 1947 | + | 112 | マラウイ | 1970 | + | 160 | アンドラ | 1994 | + |
| 15 | ハンガリー | 1882 | + | 64 | フィリピン | 1947 | + | 113 | レソト | 1971 | + | 161 | 赤道ギニア | 1994 | + |
| 16 | アメリカ | 1882 | + | 65 | モナコ | 1948 | + | 114 | バーレーン | 1972 | ☾ | 162 | トルクメニスタン | 1995 | ☾ |
| 17 | ブルガリア | 1885 | + | 66 | パキスタン | 1948 | ☾ | 115 | モーリタニア | 1973 | ☾ | 163 | ウズベキスタン | 1995 | ☾ |
| 18 | ポルトガル | 1887 | + | 67 | ヨルダン | 1948 | ☾ | 116 | シンガポール | 1973 | + | 164 | アルメニア | 1995 | + |
| 19 | 日本 | 1887 | + | 68 | インドネシア | 1950 | + | 117 | バングラデシュ | 1973 | ☾ | 165 | アゼルバイジャン | 1995 | ☾ |
| 20 | スペイン | 1893 | + | 69 | サンマリノ | 1950 | + | 118 | フィジー | 1973 | + | 166 | ベラルーシ | 1995 | + |
| 21 | ベネズエラ | 1896 | + | 70 | スリランカ | 1952 | + | 119 | 中央アフリカ | 1973 | + | 167 | マケドニア旧ユーゴスラビア | 1995 | + |
| 22 | ウルグアイ | 1900 | + | 71 | ドイツ | 1952 | + | 120 | ガンビア | 1974 | + | 168 | ブルネイ | 1996 | ☾ |
| 23 | 南アフリカ | 1900 | + | 72 | アフガニスタン | 1954 | ☾ | 121 | コンゴ共和国 | 1976 | + | 169 | キルギス | 1997 | ☾ |
| 24 | フランス | 1907 | + | 73 | 大韓民国 | 1955 | + | 122 | バハマ | 1976 | + | 170 | キリバス | 1997 | + |
| 25 | チリ | 1909 | + | 74 | 朝鮮民主主義人民共和国 | 1956 | + | 123 | バプアニューギニア | 1977 | + | 171 | パラオ | 1997 | + |
| 26 | キューバ | 1909 | + | 75 | ラオス | 1957 | + | 124 | モーリシャス | 1977 | + | 172 | タジキスタン | 1997 | ☾ |
| 27 | メキシコ | 1912 | + | 76 | チュニジア | 1957 | ☾ | 125 | スワジランド | 1979 | + | 173 | ジョージア | 1997 | + |
| 28 | 中国 | 1912 | + | 77 | スーダン | 1957 | ☾ | 126 | トンガ | 1981 | + | 174 | ガボン | 1999 | + |
| 29 | ブラジル | 1912 | + | 78 | ベトナム | 1957 | + | 127 | カタール | 1981 | ☾ | 175 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 2001 | + |
| 30 | ルクセンブルク | 1914 | + | 79 | モロッコ | 1958 | ☾ | 128 | イエメン | 1982 | ☾ | 176 | モルドバ | 2001 | + |
| 31 | ポーランド | 1919 | + | 80 | リビア | 1958 | ☾ | 129 | ルワンダ | 1982 | + | 177 | クック諸島 | 2002 | + |
| 32 | フィンランド | 1920 | + | 81 | ガーナ | 1959 | + | 130 | ジンバブエ | 1983 | + | 178 | カザフスタン | 2003 | ☾ |
| 33 | タイ | 1920 | + | 82 | リベリア | 1959 | + | 131 | ベリーズ | 1984 | + | 179 | ミクロネシア | 2003 | + |
| 34 | ロシア | 1921 | + | 83 | モンゴル | 1959 | + | 132 | サモア | 1984 | + | 180 | コモロ | 2005 | ☾ |
| 35 | コスタリカ | 1922 | + | 84 | カンボジア | 1960 | + | 133 | バルバドス | 1984 | + | 181 | 東ティモール | 2005 | + |
| 36 | コロンビア | 1922 | + | 85 | ナイジェリア | 1961 | + | 134 | カーボベルデ | 1985 | + | 182 | パレスチナ | 2006 | ☾ |
| 37 | パラグアイ | 1922 | + | 86 | トogo | 1961 | + | 135 | サントメ・プリンシペ | 1985 | + | 183 | イスラエル | 2006 | ◆ |
| 38 | エストニア | 1922 | + | 87 | シエラレオネ | 1962 | + | 136 | ギニア・ビサウ | 1986 | + | 184 | セルビア | 2006 | + |
| 39 | ボリビア | 1923 | + | 88 | ブルキナファソ | 1962 | + | 137 | アラブ首長国連邦 | 1986 | ☾ | 185 | モンテネグロ | 2006 | + |
| 40 | ラトビア | 1923 | + | 89 | コンゴ民主共和国 | 1963 | + | 138 | セントルシア | 1986 | + | 186 | モルディブ | 2011 | ☾ |
| 41 | エクアドル | 1923 | + | 90 | マレーシア | 1963 | ☾ | 139 | ギニア | 1986 | + | 187 | キプロス | 2012 | + |
| 42 | アルバニア | 1923 | + | 91 | アルジェリア | 1963 | ☾ | 140 | アングラ | 1986 | + | 188 | 南スーダン | 2013 | + |
| 43 | グアテマラ | 1923 | + | 92 | カメルーン | 1963 | + | 141 | スリナム | 1986 | + | 189 | ツバル | 2015 | + |
| 44 | リトアニア | 1923 | + | 93 | コートジボワール | 1963 | + | 142 | ジブチ | 1986 | ☾ | 190 | マーシャル諸島 | 2017 | + |
| 45 | エジプト | 1924 | ☾ | 94 | サウジアラビア | 1963 | ☾ | 143 | グレナダ | 1987 | + | 191 | ブータン | 2019 | + |
| 46 | パナマ | 1924 | + | 95 | セネガル | 1963 | + | 144 | チャド | 1988 | + | | | | |
| 47 | イラン | 1924 | ☾ | 96 | タンザニア | 1963 | + | 145 | モザンビーク | 1989 | + | | | | |
| 48 | アイスランド | 1925 | + | 97 | トリニダード・トバゴ | 1963 | + | 146 | ドミニカ | 1989 | + | | | | |
| 49 | エルサルバドル | 1925 | + | 98 | ブルンジ | 1963 | + | | | | | | | | |

